8　介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止、研修の見直し等に関する事項

⑴　介護支援専門員証の有効期間を廃止するとともに、その交付又は有効期間の更新を受けるために受講することとされている研修を廃止する。（改正前第六十九条の七第二項、第三項、第六十九条の八関係）

⑵　都道府県知事は、指定研修受講管理機関に、⑶の研修に係る受講の管理に関する事務を行わせることができるものとし、必要があると認めるときは、⑶の研修について、その受講状況の確認をするため、指定研修受講管理機関に対して、必要な指示をすることができるものとする。（第六十九条の三十三の二第一項、第二項関係）

⑶　厚生労働省令で定める者を除く介護支援専門員は、その資質の保持及び向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が行う研修として厚生労働省令で定めるものを受けるものとする。（第六十九条の三十四第四項関係）

⑷　都道府県知事は、その登録を受けている⑶の介護支援専門員が⑶の研修を正当な理由がなく受けていないと認めるときは、当該介護支援専門員に対し、当該研修を受けるよう命ずることができるものとする。（第六十九条の三十八第五項関係）

⑸　都道府県知事は、⑷の命令を受けた⑷の介護支援専門員が当該命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができるものとする。（第六十九条の三十八第六項関係）

⑹　介護サービスを提供する事業者又は施設の開設者であって、都道府県又は市町村の条例により介護支援専門員を有しなければならないものとされているものは、⑶の介護支援専門員を業務に従事させたとき、又は当該介護支援専門員が当該業務に従事しなくなったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該介護支援専門員の氏名その他厚生労働省令で定める事項を当該介護支援専門員の登録に係る都道府県知事に報告しなければならないものとする。（第六十九条の四十第一項関係）

⑺　⑹の事業者又は施設の開設者は、⑶の介護支援専門員をその従業者として有しているときは、当該介護支援専門員の資質の保持及び向上を図るため、当該介護支援専門員の⑶の研修の受講の機会を確保するための措置として厚生労働省令で定める措置をとらなければならないものとする。（第六十九条の四十第二項関係）

⑻　都道府県知事は、⑹の事業者又は施設の開設者が、⑹の報告をせず、又は⑺の措置をとっていないと認めるときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その報告を行い、又はその措置をとるべきことを勧告することができるものとする。（第六十九条の四十第三項関係）

⑼　都道府県知事は、⑻の勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者又は施設の開設者が⑻の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。（第六十九条の四十第四項関係）

⑽　都道府県知事は、⑻の勧告を受けた事業者又は施設の開設者のうち、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者であるものが、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者又は施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第六十九条の四十第五項関係）

⑾　都道府県知事は、⑽の命令をした場合においては、その旨を公示しなければならないものとする。（第六十九条の四十第六項関係）

⑿　都道府県知事は、⑽の命令を受けた事業者又は施設の開設者が当該命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業者又は施設の指定又は許可に係る都道府県知事又は市町村長に対し、当該違反の内容を通知しなければならないものとする。（第六十九条の四十第七項関係）

⒀　その他所要の改正を行う。

9　指定介護老人福祉施設等は、一月以上の予告期間を設けて、厚生労働省令で定めるところにより、その指定を辞退することができるものとする。（第七十八条の八、第九十一条関係）

10　特定地域における介護老人保健施設等の開設許可に関する事項

⑴　介護保険法第九十四条第一項又は第二項の許可の申請が特定地域において介護老人保健施設を開設しようとする者又は開設した者によるものであって同条第三項第二号又は第三号に該当する場合のものである場合において、次のいずれか（同条第二項の申請にあっては、ロ又はハ）に該当するときは、同条第一項又は第二項の許可を与えることができないものとする。（第九十四条第四項関係）

イ　介護保険法第九十四条第三項第一号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当するとき。

ロ　当該介護老人保健施設が介護保険法第九十七条第五項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第六項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。

ハ　介護保険法第九十七条第七項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

⑵　都道府県知事は、⑴の適用を受けた同条第一項又は第二項の許可をしたときは、当該許可に係る介護老人保健施設を開設しようとする者又は開設した者に、当該許可をした旨を通知するものとする。（第九十四条第五項関係）

⑶　⑵による通知を受けた者に係る介護老人保健施設は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならないものとする。（第九十七条第五項関係）

⑷　⑶の介護老人保健施設は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならないものとする。（第九十七条第六項関係）

⑸　⑶及び⑷のほか、⑶の介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定めるものとする。（第九十七条第七項関係）

⑹　都道府県が⑶から⑸までの条例を定めるに当たっては、イに掲げる事項については６⑴の厚生労働省令で定める基準に該当する地域における人口の減少の状況、介護老人保健施設における介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、ロに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。（第九十七条第八項関係）

イ　介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

ロ　⑶の介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

⑺　特定地域における介護医療院の開設許可について、⑴から⑹までに準じた改正を行う。（第百七条第四項、第五項、第百十一条第五項～第八項関係）

⑻　その他所要の改正を行う。

11　介護予防・日常生活支援総合事業の見直しに関する事項

市町村は、地域支援事業として、第一号被保険者に対して、次の⑴又は⑵の事業を行うものとする。（第百十五条の四十五第一項第二号関係）

⑴　要介護状態等になることを予防し、又は要介護状態等を軽減させ、若しくはその悪化を防止するために必要な事業（介護予防